

大月市環境基本計画(改訂版)



(大月市の花:山百合)

平成21年3月

山梨県大月市

大月市環境基本計画(改訂版)

目 次

第1章	計画の基本的事項	
1 - 1	計画改訂の趣旨	1
1 - 2	基本目標	1
1 - 3	計画の位置づけ	2
1 - 4	計画の期間	3
1 - 5	計画の対象区域	3
1 - 6	対象とする環境の範囲	3
第2章	環境の現況と課題	
2 - 1	環境への取り組みの状況	3
2 - 2	大月市の概況	5
2 - 3	環境の現況と課題	9
第3章	望ましい環境像と基本目標	
3 - 1	計画の基本理念と環境の将来像	19
3 - 2	環境の基本目標	19
第4章	基本的施策・個別施策と主体別環境配慮指針	
4 - 1	基本目標に対する基本的施策及び個別施策	21
4 - 2	基本目標1 山・川の豊かな自然や歴史文化資源を活かした、魅力あふれるまち	22
	基本目標2 健康で快適に安心して暮らせるまち	25
	基本目標3 省資源やりサイクルシステムを備えた、ごみのない清潔なまち	30
	基本目標4 市民みんなで環境への取り組みを实践するまち	33
	基本目標5 地球環境の保全に貢献するまち	36
4 - 3	各環境指標に対する目標値と達成スケジュール	38
第5章	地区別環境配慮指針	39
第6章	重点施策	
6 - 1	重点施策項目の設定	39
6 - 2	重点施策の内容	39
第7章	計画の推進方策	
7 - 1	計画の推進及び進行管理の基本的考え方	42
7 - 2	計画の周知	43
7 - 3	財源の確保	43

第1章 計画の基本的事項

1 - 1 計画改訂の趣旨

大月市では、「大月市第6次総合計画・基本目標(平成19年3月策定)」において、環境保全関連では「大月市の良さを生かすまち」を目指し、個別目標として、「土地利用計画を計画的に進める」「自然と共生するまちをつくる」「環境に配慮したまちづくりを進める」などを定め、大月市の望ましい環境像である「大月らしさ」の実現を目指す施策の方向が示されています。

平成20年度は「大月市環境基本計画」の計画期間の中間年度であり、計画目標の達成状況を分析し、再検討したうえで「大月市第6次総合計画」と整合を図るため、この環境基本計画を改定しました。

第6次総合計画での基本目標と個別目標は次のように定めています。

1 - 2 基本目標

大月市の良さを生かすまち

本市の良さは、自然であり、人材であり、交通の要衝としての地の利であるとともに、地勢的な要因により長年培われた地域固有の歴史や文化です。市民の多くはこれらを自覚し、大切だという共通の認識を持っていますが、市全体の視点からは、必ずしも積極的に生かされていない状況です。

これからは、それぞれの地域の誇り・良さを高めることで、地域の主体性が「大月らしさ」となり、「大月」としてのブランドイメージを創り上げ、高め、広めることによって、市民が誇れる特長のあるまちづくりを目指します。

特に、秀麗富嶽十二景や猿橋に代表される自然環境は、地域の特色ある資源として積極的に活用するとともに、未来に残し次代へと引き継いでいくため全市民をあげてその保全に努めます。

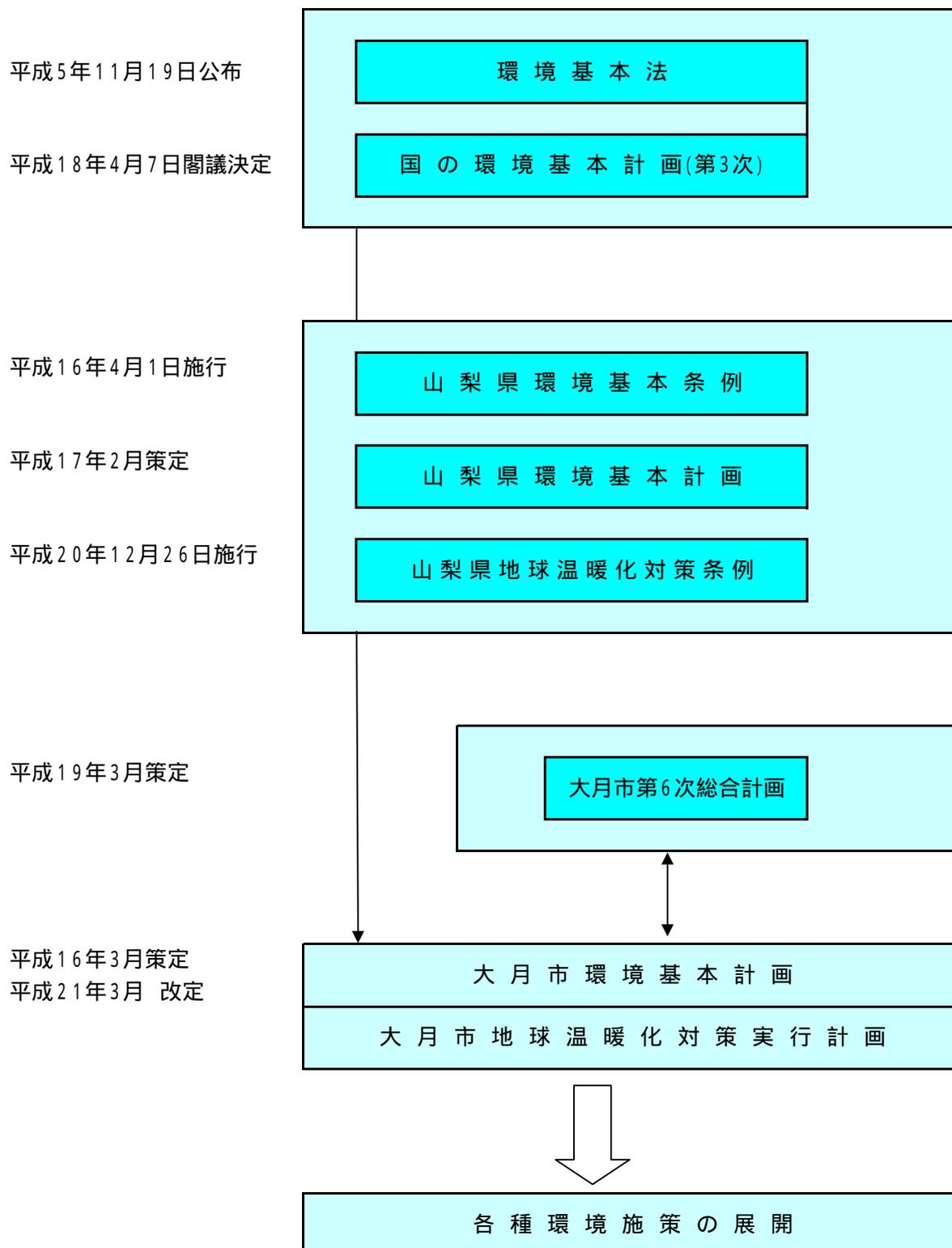
個別目標

- ・土地利用を計画的に進める
- ・自然と共生するまちをつくる
- ・環境に配慮したまちづくりを進める
- ・大月ブランドによる来てみたくなるまちづくりを行う
- ・地域の伝統・文化の継承を積極的に行う
- ・落ち着きを感じる景観保全・整備を進める
- ・便利な立地をいかしたまちづくりを進める

環境基本計画は、この総合計画に示されている都市の将来像や、環境調和都市づくりを実現するために、市民・事業者・市が一体となって取り組んでいく、環境保全・創出に関する目標と施策の方針を定めることを目的として策定するものです。

1 - 3 計画の位置づけ

大月市環境基本計画は、国の環境基本法・環境基本計画や県の環境基本条例・環境基本計画などと整合を図りながら、大月市総合計画に沿った、大月市の望ましい環境像の実現を目指す環境行政に関する総合的な計画です。



1 - 4 計画の期間

この計画は、平成16年度を初年度とし、平成25年度を目標年度とする10カ年計画です。

今回の見直しは、計画中間年度の見直しとして、市の総合計画との調整、各環境指標と目標値に対する実績等を分析した結果を踏まえて見直しを実施しました。

1 - 5 計画の対象区域

この計画は、大月市の全域を対象としています。

また、市だけで解決できない、広域的な課題・地球環境問題などは、関係市町村・県などと連携、協力して対応することとします。

1 - 6 対象とする環境の範囲

この計画では、次のような環境の分野を対象としています。

自然環境・・・自然環境の保全・活用・自然とのふれあいに関すること
生活環境・・・大気や水環境の改善、化学物質による汚染防止、ごみや廃棄物の処理などに関すること
快適環境・・・歴史文化資源の保全・活用・まちの魅力づくりなどに関すること
地球環境問題・・・地球環境の保全に関すること
環境保全に関する行動・・・環境保全に向けた市民・事業者・市などの行動に関すること

第2章 環境の現況と課題

2 - 1 環境への取組みの状況

[1] 国際的な取組み

環境問題の最重要課題として全世界で、地球温暖化問題が深刻な状況となっています。

平成20年8月に北海道の洞爺湖で主要国首脳会議(G8)が開催され、地球温暖化、食料安全保障などの課題について、話し合いが行われました。

その中でも、ポスト京都議定書である「2050年までに世界全体で温室効果ガスを少なくとも半減させる地球温暖化対策の長期目標」に関し、主要8カ国は「指導的役割を認識し、野心的な中期の国別総排出量目標を実施する」と率先して努力に努める決意を表明しました。

[2] 国の取組み

京都議定書による温室効果ガスの6%削減目標を達成するため、平成20年3月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正や「改訂京都議定書目標達成計画」を閣議決定し、地球温暖化対策に取り組んでいます。

平成20年5月に「第2次循環型社会形成推進基本法」を策定し、環境保全が人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっていることを踏まえ、次の内容を充実・強化しました。

環境保全を前提とした循環型社会の形成
循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取り組みの統合
地域再生にも寄与する「地域循環圏」の構築
数値目標の拡充に加え、補助指標やモニタリング指標の導入
各主体が連携・協働した3Rの取り組み
3Rの技術とシステムの高度化
国際的な循環型社会形成に向けた我が国の主導的な役割

[3] 県の取組み

山梨県では、平成5年に制定された、山梨県環境首都憲章をより推進するため環境基本条例(平成16年4月施行)、環境基本計画(平成17年2月策定)、そして、平成20年12月には地球温暖化対策条例を定め、県民・事業者・県の責務を定め、施策を総合的に推進し、県民の健康で文化的な生活を確保することとし、各種の施策を推進しています。

[4] 市の取組み

本市では、「大月市第6次総合計画」に基づき、国・県の環境施策に沿って自然環境の保全や生活環境の改善に関わる諸施策を進めています。

また、環境基本計画にある環境指標について、実績などの公表を実施します。

2 - 2 大月市の現況

[1] 位置・地勢

大月市は、山梨県の東部、県都甲府の東部に位置し、東は上野原市、西は甲州市、南は都留市・富士河口湖町、北は小菅村と接しています。

また、市の面積は280.3Km²と県内でも4番目と大きく、市域は東西約27Km・南北約19Kmに広がっています。

地勢は、市域を東西方向に流れる桂川・笹子川を軸として、北側に関東山地、南側に丹沢山地の山々が連なり、この間を流れる水系沿いに細長い低地が形成されています。

主に山地としては、小金沢山(標高2,014m)、雁ガ腹摺山(1,874m)、滝子山(1,590m)などがあり市域の8割が標高500m以上の区域で占められています。

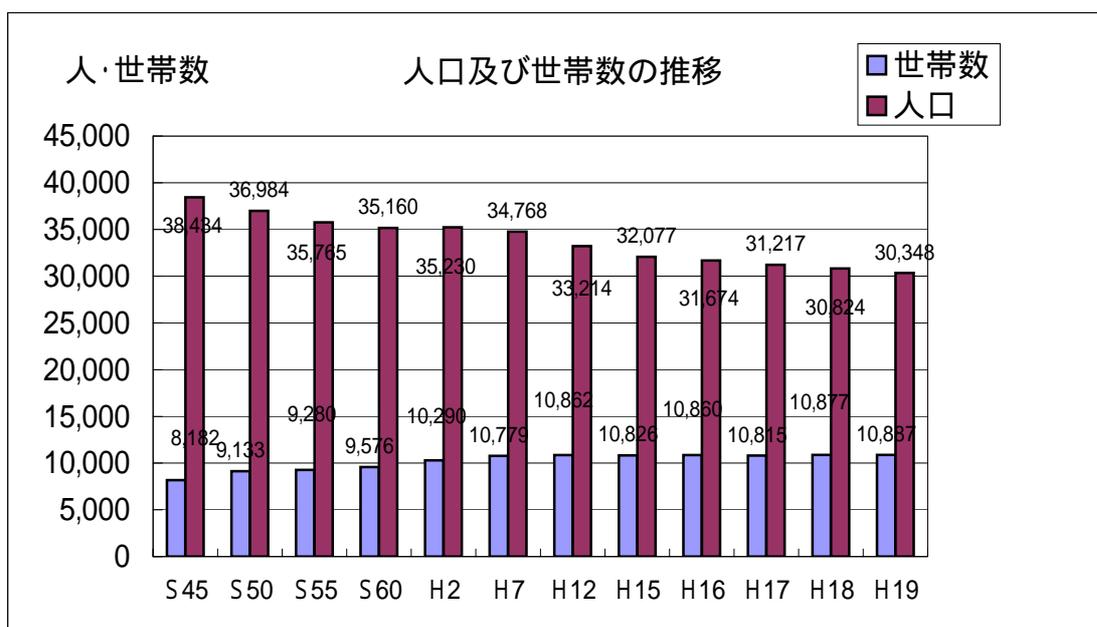
[2] 沿革

大月一帯は、江戸期に甲州街道が整備されて宿場町・絹織物の特産地として町の基盤が形成され、その後、明治・大正から昭和40年代にかけて絹織物業が成長し、まちが大きく発展しました。この間、昭和29年には近隣8ヶ町村が合併して現在の大月市が誕生し、市制が施行されました。また、昭和46年には中央自動車道が開通し、首都圏と中部地方をつなぐ広域交通の要衝として本市の重要性がさらに高まりました。

平成に入り、全国的な経済の低迷の中で、本市においても転業の活力低下と人口の減少が見られますが、こうした中で、豊かな自然環境と首都東京から1時間以内という立地特性を活かした「自然と共生する環境調和都市」の実現に向けた歩みを続けています。

[3] 人口

平成20年4月1日現在の本市の人口は29,956人で、昭和25年の41,650人をピークに長期的な人口の減少傾向が続いています。



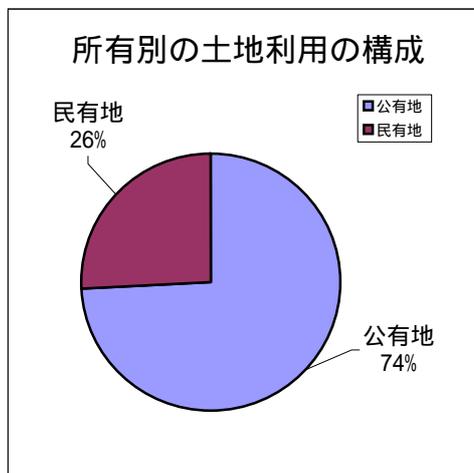
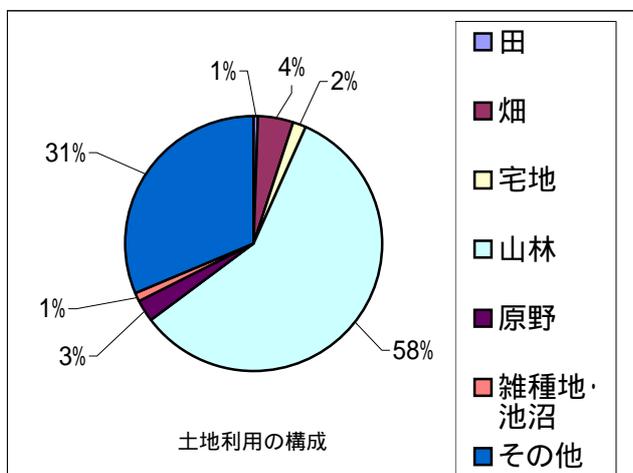
[4] 土地利用

山地の広がる本市では、市域の土地利用の約80%以上が山林で占められています。

森林以外の土地利用は、次のとおりとなっています。

税務課：平成19年度 土地概要調書 単位：ha

	H2	H7	H15	H16	H17	H18	H19
田	1,582	1,481	189.8	187.9	187.4	187.8	186.7
畑	24,551	24,423	1,223.6	1,209.6	1,208.9	1,200.4	1,189.6
宅地	76	76	516.1	514.0	513.8	511.4	510.2
山林	129	131	16,251.4	16,241.2	16,284.1	16,187.6	16,216.7
原野	420	433	809.2	807.9	808.0	799.9	802.2
雑種地・池沼	414	479	307.4	280.2	282.3	325.1	328.4
その他	858	1,007	8,732.5	8,789.2	8,745.5	8,817.8	8,796.2
総計	28,030	28,030	28,030.0	28,030.0	28,030.0	28,030.0	28,030.0



[5] 都市計画

本市では、桂川・笹子川などの河川沿いを中心とする5,110haの区域(市域面積の18.2%)に対して都市計画区域を設定しており、このうちの351.5ha(都市計画区域の6.9%、市域面積の1.3%)に対して用途地域を定めています。

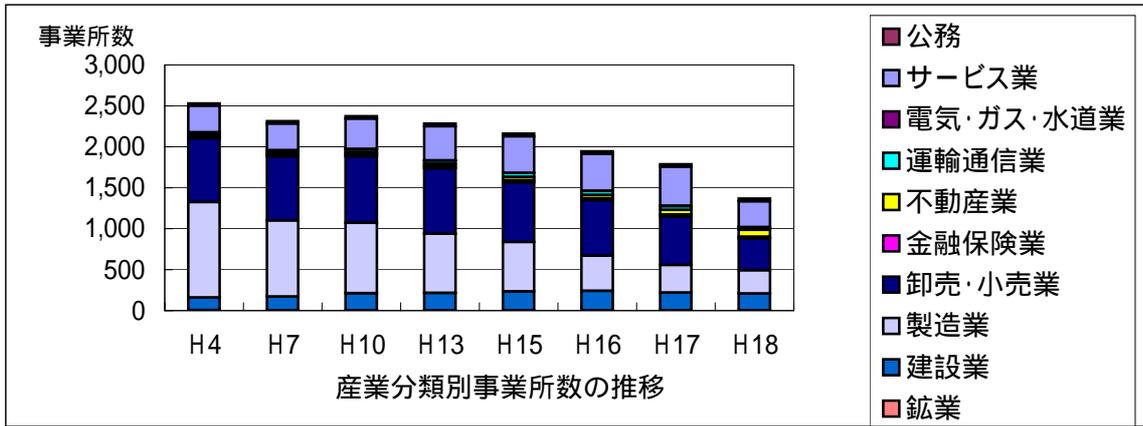
区分	H19	
	人口(人)	面積(ha)
都市計画区域	21,835	5,110.0
用途地域	9,030	351.5
用途地域外	12,805	4,758.5
都市計画区域外	8,691	22,920.0
市域全体	30,526	28,030.0

平成19年度 地域整備課資料

[6] 産業

(1) 産業構造

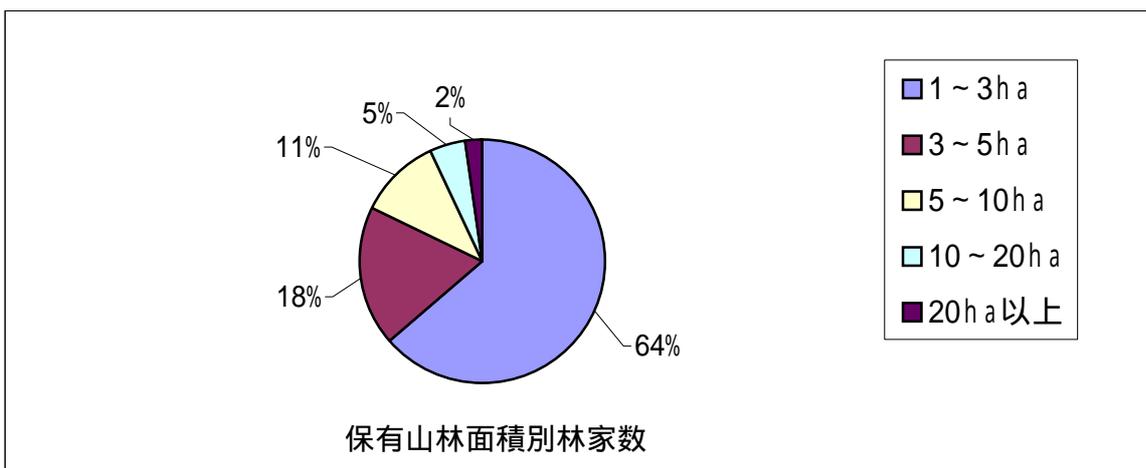
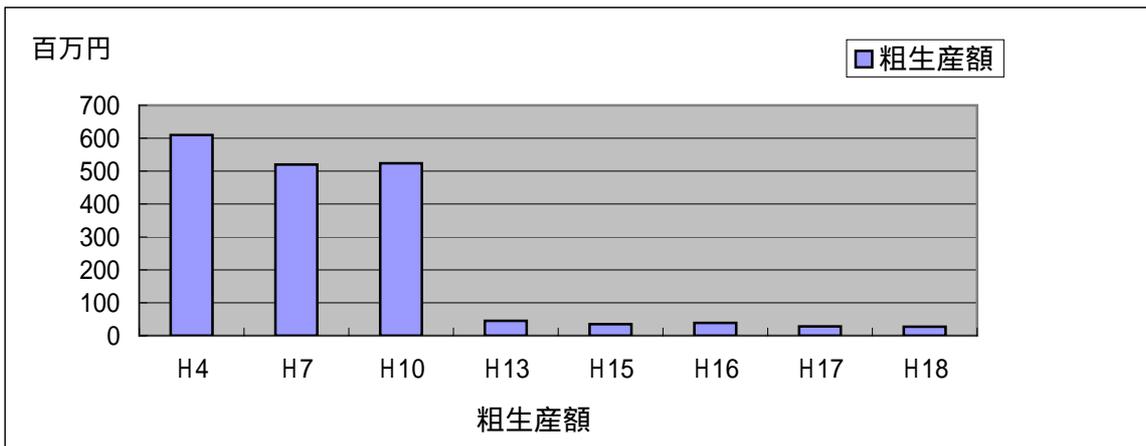
平成18年度統計調査で本市の事業所数は1,368事業所となり、年々減少傾向しています。



(2) 農林業

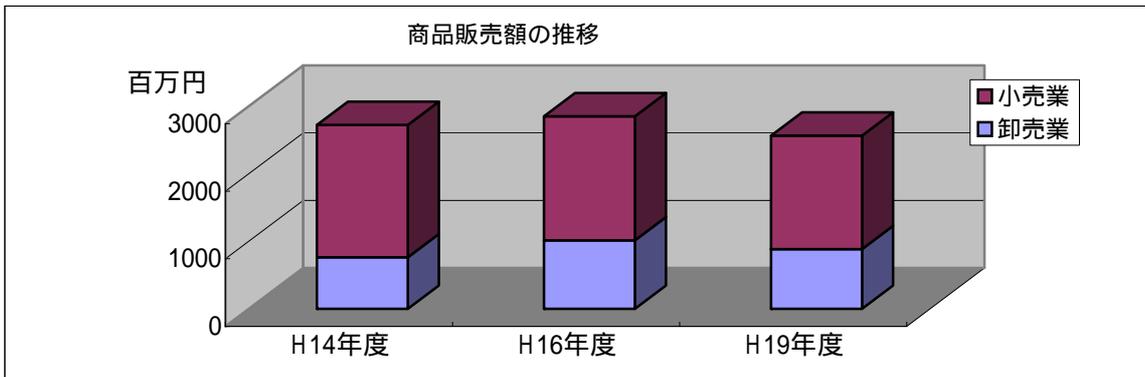
本市の農業は、水稲・野菜・果樹などが行われていますが、農業就業者の高齢化や後継者不足などによって、耕作面積、農業粗生産額も減少し、農家一戸あたりの生産農業所得は年々減少しています。

また、林業についても保有山林面積5ha以下の小規模林家が約8割を占める事や木材価格の低迷により厳しい状況が続いています。



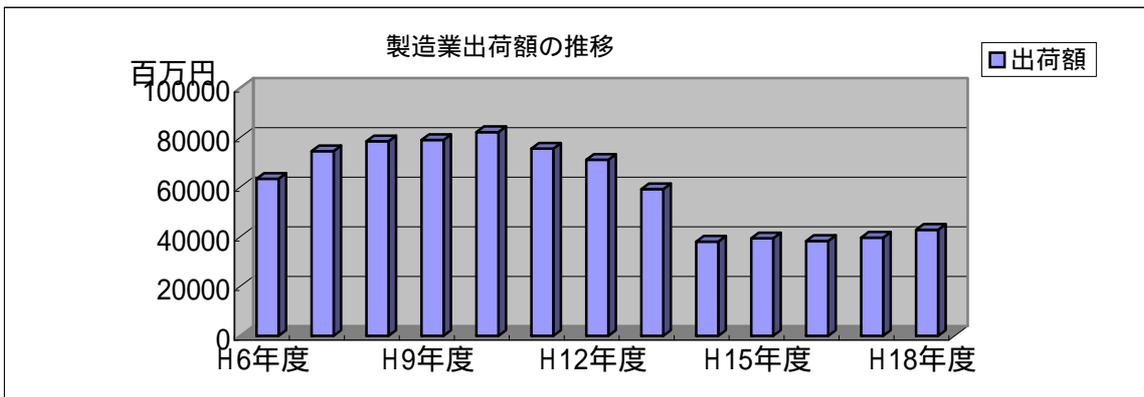
(3) 商業

本市の商業は、小売業が中心で商店数の約7割ですが、道路網が整備され市民の購買・消費の圏域が拡大したことから商店数、商品販売額ともに減少し、商業の地盤沈下が見られます。



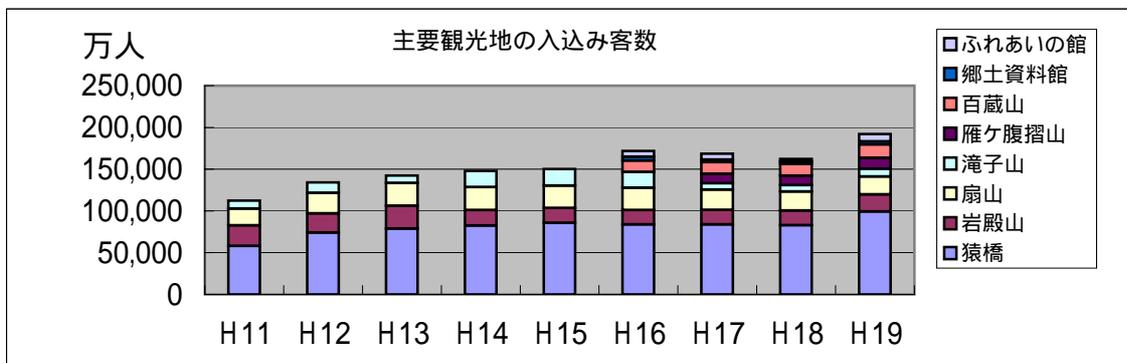
(4)工業

本市の工業は、繊維産業を基盤に発展してきましたが、近年は機械及び電気・電気機械器具などの製造業種の出荷額割合が増加しています。



(5)観光

広大な森林や美しい渓流などをもつ本市には、名勝「猿橋」・岩殿山・扇山などの魅力ある観光資源が分布しており、これらの主要観光地には年間で約19万人が訪れます。



(6)交通

本市には、首都圏と中部地方をつなぐJR中央本線、中央自動車道、国道20号線、国道139号線が整備されています。

市域の生活幹線道路については、各路線が国道20号線や国道139号線につながる形で整備され、市域をつないでいます。

2 - 3 環境の現況と課題

[1] 自然環境

現況

・本市は、広大な森林や河川・田園の豊かな自然環境が広がっています。

森林の主体をなす樹林はスギ・ヒノキ・アカマツ・カラマツの植林と、新緑・紅葉が美しいクヌギ・コナラ林などの広葉樹林ですが、植林地については適切な管理が行われていない場所もあり、松くい虫による被害の拡大も見られます。

・北部山地一帯には、シラビソ・オオシラビソ群集、イヌブナ群集などの亜寒帯・亜高山帯及びブナクラス域の自然植生が分布しています。

また、シオジ・サワグルミ林、ハルニレ、サンリンソウ・ウラジロモミ群落などの貴重植物が生育しています。

・市域には、山地を中心に約1,400種の野生動物が生息しており、クマ・ニホンザル・カモシカ・オオタカ・カジカガエルなどの動物種が観察されます。

また、市域を流れる桂川・笹子川やその支流をなす真木川・葛野川などの河川には、イワナ・ヤマメ・アマゴなどが生息しています。

・サルやイノシシによる農作物への被害が発生しています。

・市域には、名勝「猿橋」や岩殿山のほか、富士山の眺望地、渓谷などの美しい自然景観地が存在しており、多くの市民や来訪者に利用されています。

このうち、滝子山・小金沢山・小金沢渓谷・岩殿山一帯は、県の自然環境保全条例に基づく自然保全地区や景観保全地区、歴史景観保全地区などに指定されています。

【自然環境保存地区など一覧表】

区分	名称	場所	所有区分 (ha)			
			国有地	県有地	民有地	計
自然保存地区	小金沢山	塩山市上萩原・下萩原・牛奥 大月市大月町真木 大月市七保町瀬戸・奈良子 甲州市大和町初鹿野・田野		612		612
	小金沢土室	大月市七保町瀬戸		15		15
	滝子山	大月市笹子町白野・初狩町下初狩		37		37
景観保存地区	小金沢渓谷	大月市七保町瀬戸		165		165
歴史景観保全地区	岩殿山	大月市賑岡町強瀬・畑倉		48	1	49

出典) 山梨県みどり自然課 自然環境保存地区及び自然記念物の指定 (告示第520号)

課題

・市域に広がる森林は、水源の涵養・自然災害の防止・生物多様性の保全・地球温暖化の防止・木材生産・自然とのふれあいなどの多様な機能を果たしています。

この森林の持つ重要性を認識し、森林機能の適切な維持を図っていくことが必要です。

・河川については、清流の回復を図り魚類や水生生物、昆虫などの多くの生き物が生息する環境をつくとともに、ダム湖などへの移入動物種の侵入を防いでいくことが必要です。

・水系沿いに発展する農地を、身近な生き物の生息の場として自然環境保全の立場からも大切に扱っていくことが必要です。

・市民の共有財産である森林や河川の自然資源を有効に活用していくための方策が必要です。

・森林や河川沿いなどに見られる廃棄物やごみの処理対策を講じていくことが必要です。

[2] 生活環境

(1) 大気環境

現況

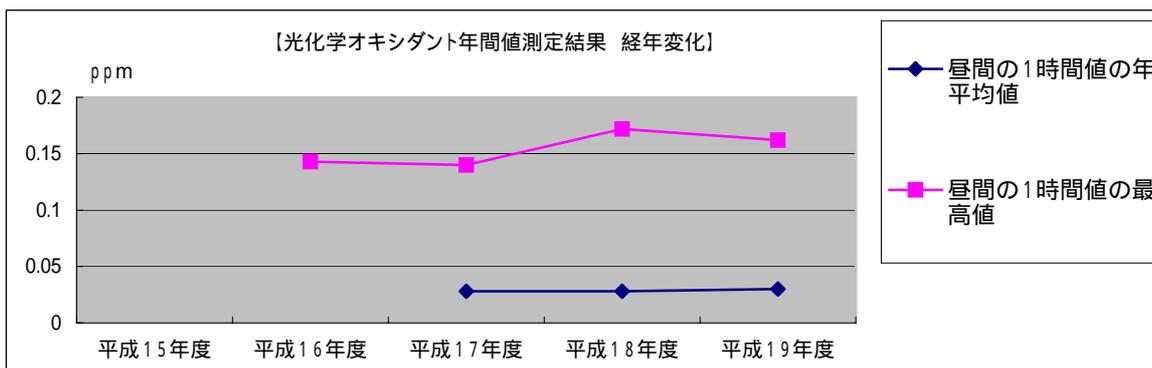
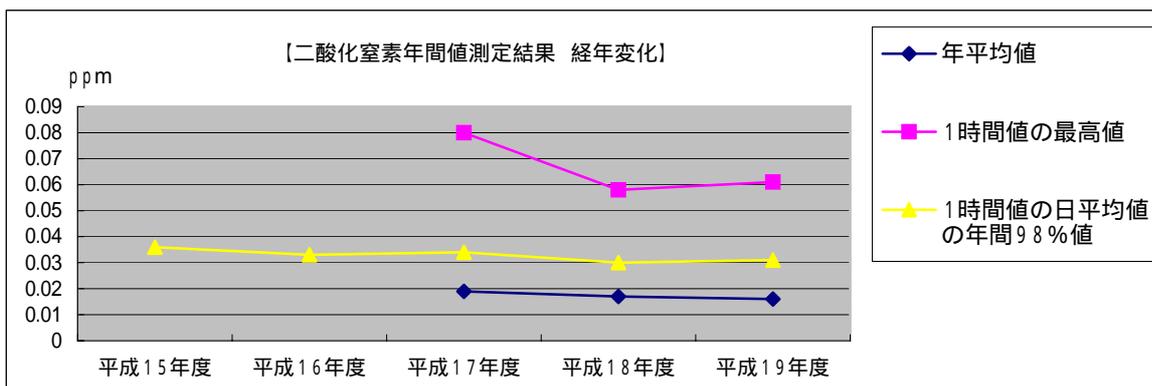
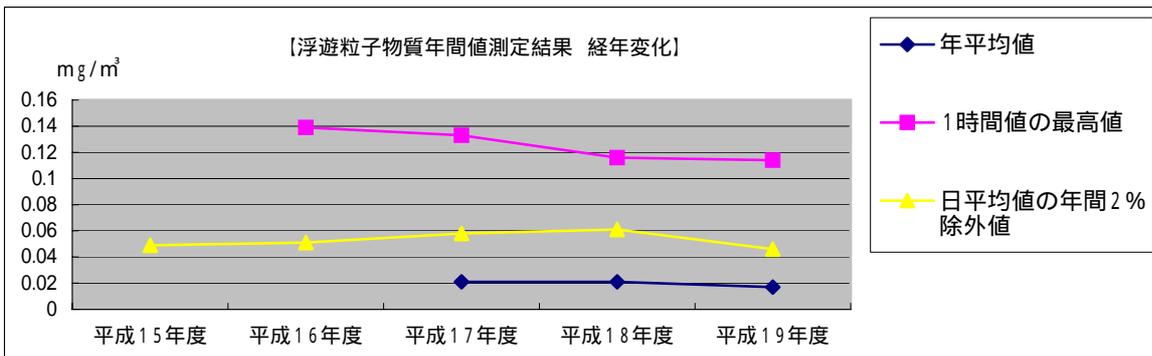
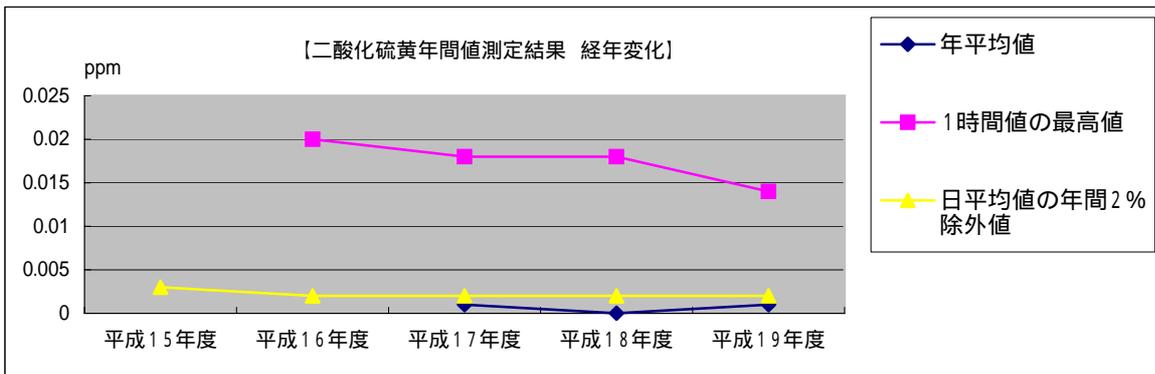
・本市の大気環境は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については環境基準を達成しているものの、光化学オキシダントは環境基準を上回っている状況にあります。

特に、夏期においては、首都圏からと考えられる大気汚染物質の移流により光化学オキシダントが高濃度となり、度々光化学スモッグ注意報が発令されます。

【平成15年度から平成19年度の大気測定結果】

項目	環境基準	測定値	評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	日平均値が基準を超えた日数 : 0日 1時間値が基準を超えた時間数 : 0時間	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	日平均値が基準を超えた日数 : 0日 1時間値が基準を超えた時間数 : 0時間	
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	日平均値が基準を超えた日数 : 0日	
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が基準を超えた日数 : 年平均96日 1時間値が基準を超えた時間数 : 年平均464時間	×

出典) 山梨県大気水質保全課 大気環境の測定結果の概要



出典) 山梨県大気水質保全課 大気環境の測定結果の概要

課題

・光化学スモッグの抑制や自動車の排気ガス規制は、本市だけの対策では効果があがらないため、広域的な取組が不可欠となります。

・野焼きに対するパトロール、監視の強化やホームページ・広報誌などでの啓発の推進をすることが必要です。

(2) 水環境

現況

・本市の公共水域である相模川水系は、「生活環境の保全に関する環境基準」の水域類型は、「A類型」に指定されており、水質について次の基準値が定められています。

【A類型河川における環境基準と桂川の水質の推移】（測点：桂川・大月橋）

項目	水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数
A類型 環境基準	基 準 値				
	6.5 ~ 8.5	7.5mg/l 以下	2 mg/l 以下	25mg/l 以下	1,000MPN/ 100ml 以下
年次	測 定 値 （数値は、2回〔午前・午後〕の平均値）				
平成13年	8.0	11.0	1.2	3.0	8,000
平成14年	8.1	10.5	1.7	2.0	73,000
平成15年	7.9	11.0	1.0	1.0	29,000
平成16年	8.2	11.0	1.5	1.5	20,000
平成17年	8.0	11.0	0.7	3.0	19,000
平成18年	7.9	10.0	0.55	2.0	5,600
平成19年	7.9	11.0	0.75	1.0	13,000

出典) 大月市統計書 参考) 山梨県大気水質保全課 公共水域水質測定結果

・桂川の水質については、水素イオン濃度、生物化学的酸素供給量、浮遊物質量は基準を達成しているものの、生活排水や農業排水の流入などにより、溶存酸素量、大腸菌群数が環境基準値を回っています。

また、河川における小魚や水生生物、川辺の昆虫などの種類や数が減少してきています。

・河川水を発電のため取水しているために、河川の水量をダムで調整しています。

・河川へのごみの投棄などが見られます。

課題

・下水道整備や浄化槽の設置・適正管理などを含む水質浄化対策が必要です。

・河川における生物多様性の保全・回復を図っていくことが必要です。

・河川へのごみ捨て禁止を呼びかけ、きれいな水辺環境を維持していくことが必要です。

(3) 化学物質

現況

・化学物質については、ダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの5つの物質について環境基準が定められています。

このうち、ダイオキシン類については、大気・公共用水域水質・公共用水域底質・地下水のいずれもが環境基準を達成しています。

また、その他の有害化学物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)についても全て環境基準を達成しています。

【ダイオキシン類の測定結果】

項目	大気	公共用水域水質	公共用水域底質	地下水	土壌	
環境基準	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	1pg-TEQ/L以下	150pg-TEQ/g以下	1pg-TEQ/L以下	1000pg-TEQ/g以下	
平成15年度						
測定値	0.034(年間 平均値)	0.11	0.055	0.38	0.22	0.041
(測定場所)	旧大月保健所	相模川 大月橋	笹子川 西方寺橋	相模川 大月橋	笹子川 西方寺橋	七保町
評価						
平成16年度						
測定値	0.031(年間 平均値)				0.037	0.006
(測定場所)	旧大月保健所				笹子町	初狩町
評価						
平成17年度						
測定値					0.022	
(測定場所)					七保町	
評価						
平成18年度						
測定値					0.052	
(測定場所)					賑岡町	
評価						
平成19年度						
測定値					0.022	5.9
(測定場所)					富浜町	七保町
評価						8.9

出典) 山梨県大気水質保全課 山梨県内における環境中のダイオキシン類測定結果

【有害化学物質の測定結果】

項目	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	1年平均値が 3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	1年平均値が 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	1年平均値が 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	1年平均値が 150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
平成15年度				
測定値 (年平均) $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.6	0.85	0.16	1.8
評価				
平成16年度				
測定値 (年平均) $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.5	1.2	0.16	1.8
評価				
平成17年度				
測定値 (年平均) $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.7	1.2	0.22	3.0
評価				
平成18年度				
測定値 (年平均) $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.8	1.1	0.29	3.4
評価				
平成19年度				
測定値 (年平均) $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.7	0.78	0.13	1.9
評価				

出典) 山梨県大気水質保全課 大気環境の測定結果の概要

課題

・有害物質は、ごく微量であっても環境に大きな影響を与え、私たちの健康に害を及ぼします。このため、環境基準の達成にとどまらず、測定値のさらなる減少に向けた努力が求められます。

・アスベストによる被害の報告がされ、地方公共団体の所有する施設等でのアスベスト対策は進められているが、民間施設での調査等が進んでいないため、除去事業への補助金制度の導入や相談窓口の設置など情報収集等に努めている。

(4) 騒音・振動・悪臭

現況

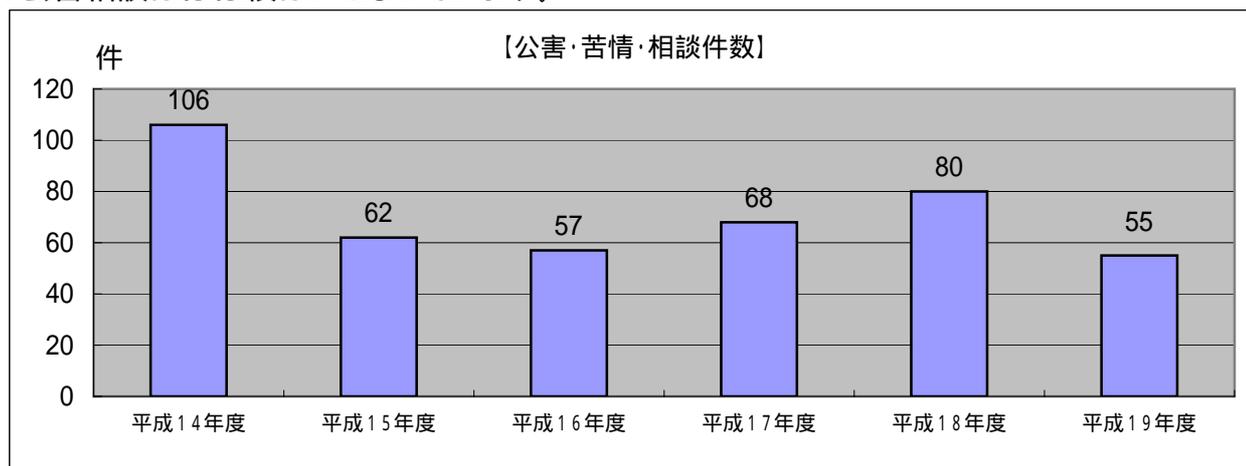
・平成14年度・平成19年度の自動車交通騒音実態調査では、国道20号線及び139号線沿いで環境基準(昼間70デシベル以下、夜間65デシベル以下)を上回る騒音が発生しています。

【平成14年度・平成19年度 自動車騒音常時監視結果(面的評価)】

評価対象 道路の路 線名	評価対象区間上段 ・始点下段・終点	住宅 戸数	達成戸数・割合							
			昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過	
			戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
平成14年度										
一般国道 20号	大月市富浜町鳥沢 大月市猿橋町猿橋	914	539	59.0	41	4.5	0	0.0	334	36.5
一般国道 20号	大月市大月2丁目 大月市大月町花咲	178	124	69.7	4	2.2	0	0.0	50	28.1
一般国道 139号	都留市上谷2丁目 大月市大月2丁目	874	570	65.2	10	1.1	3	0.3	291	33.3
平成19年度										
一般国道 20号	大月市富浜町鳥沢 大月市大月2丁目	916	544	59.4	41	4.5	0	0.0	331	36.1
一般国道 20号	大月市大月2丁目 大月市大月町花咲	181	129	71.3	18	9.9	0	0.0	34	18.8
一般国道 139号	都留市上谷4丁目 大月市大月2丁目	870	567	65.2	54	6.2	0	0.0	249	28.6

出典) 山梨県大気水質保全課 自動車騒音常時監視結果(面的評価)

・市民の生活の多様化に伴い、身近な環境問題として、近隣騒音や畑地からの野焼きによる悪臭などの公害相談はほぼ横ばいとなっています。



出典) 大月市まちづくり推進課 公害調査

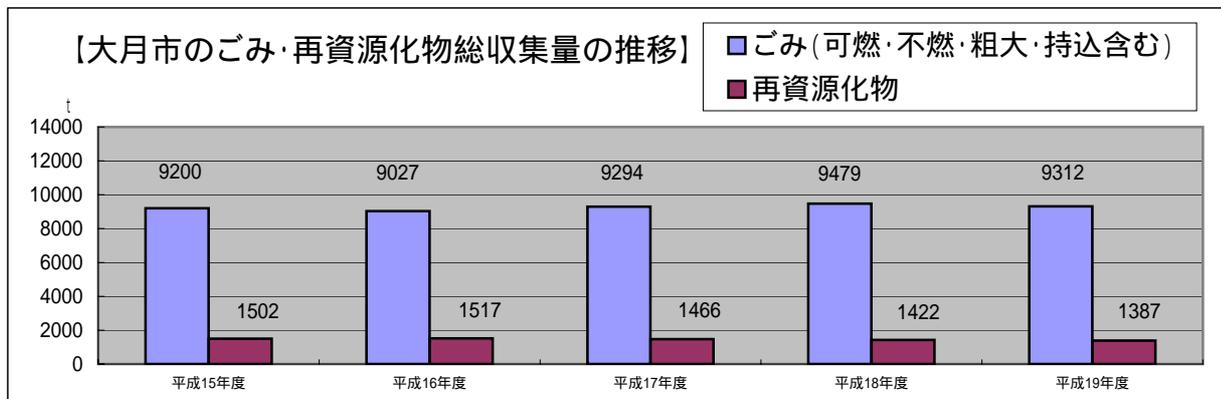
課題

- ・自動車による騒音・振動に対しては、交通渋滞の解消などによって緩和を図っていく事が考えられます
- ・悪臭などについては、公害発生の防止に向けた地区レベルでの取り組みを進めていく必要があります。

(5) 廃棄物等

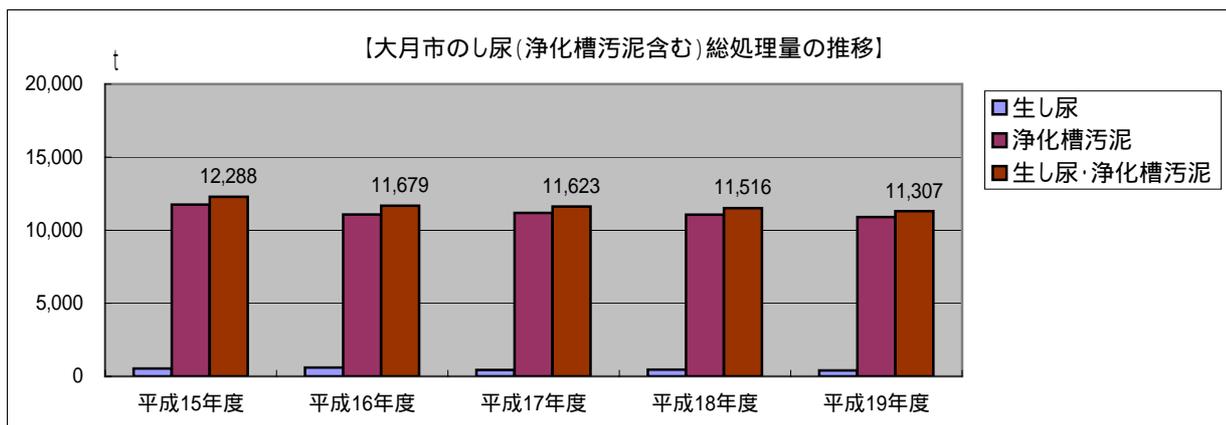
現況

・現在、本市のごみ・再資源化物の収集は、ごみステーションから大月都留広域事務組合が収集運搬し、またの森クリーンセンターで処理しており、ごみの総排出量は平成16年度から徐々に増加傾向にあります。



出典) 大月都留広域事務組合概要

・し尿の総処理量は、年間約11,000トンあり、平成19年度末の下水道の普及率は17.8%、水洗化率は43.7%となっています。



出典) 大月都留広域事務組合概要

・森林地域、林道沿いなどに廃棄物の不法投棄が見られるほか、市街地内や道路沿いなどでごみのポイ捨てが見られます。

課題

・ごみの減量化と再資源化に努め、資源化物に対するリサイクル運動を推進していく必要があります。

・エネルギーは有限であり、無限に使用量を増やすことは出来ません。

限りある資源・エネルギーを有効に活用していくためにも、日常生活や事業活動でのスタイルを見直し、省エネルギーや資源の合理的、循環的な利用に向けた対策を推進し、持続的発展が可能な社会システムを構築していく必要があります。

・廃棄物の不法投棄やごみのポイ捨て防止にむけた市民活動を展開していく必要があります。

[3] 快適環境

現況

・本市には、国の重要文化財である「星野屋住宅」や名勝「猿橋」をはじめとして、甲州街道の宿場の歴史・文化を伝える、数多くの歴史文化資源が存在します。

また、市民の安らぎの場となる公園・広場・公共施設・寺院・鉱泉や景勝地・河川などの多様な環境資源が分布しています。

【大月市の指定文化財】（工芸品・彫刻・絵画・書籍・典籍・考古資料・歴史資料は除く）

種 別	指定	名 称
重要文化財	国	星野家住宅
名 勝	国	猿橋
登録有形文化財	国	八ツ沢発電所一号水路橋・笹子隧道・旧今井医院
有形文化財	県	宝鏡寺薬師堂
	市	下真木諏訪神社本殿・大倉山諏訪神社本殿 宝鏡寺仁王門
無形民俗文化財	県	追分の人形芝居
歴史名勝天然記念物	県	岩殿城跡 笹子峠の矢立の杉・全福寺のタラヨウ
	市	円通寺跡・森武七墓碑・聖護院道興歌碑・鎌田氏館跡 一里塚跡・宮谷白山遺跡・子の神古墳 藤沢の大杉・浅利の千本マツ・小和田のサクラ 寛城のカエデ・堀ノ内の大ケヤキ・小篠のイトヒバ 間明野のエノキ・無辺寺のトチノキ・鳥沢のコノテガシ ワ

出典) 大月市教育委員会 大月市の文化財

課題

・郷土の歴史文化資源や環境資源を受け継ぎ、今後のまちづくりに活かしていくことが必要です。

[4] 地球環境問題

現況

・大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、身近な地域の環境だけでなく、地球温暖化・オゾン層の破壊、酸性雨の発生、森林の減少、野生生物種の減少、砂漠化、異常気象、海面上昇など、人類を含めた生物の存在を脅かす地球規模での問題となっています。

特に、地球温暖化については、京都議定書による削減目標に続き、世界的な目標として温室効果ガスの50%排出削減目標が2008年の洞爺湖サミットで示され、各国での速やかな対応が求められています。

課題

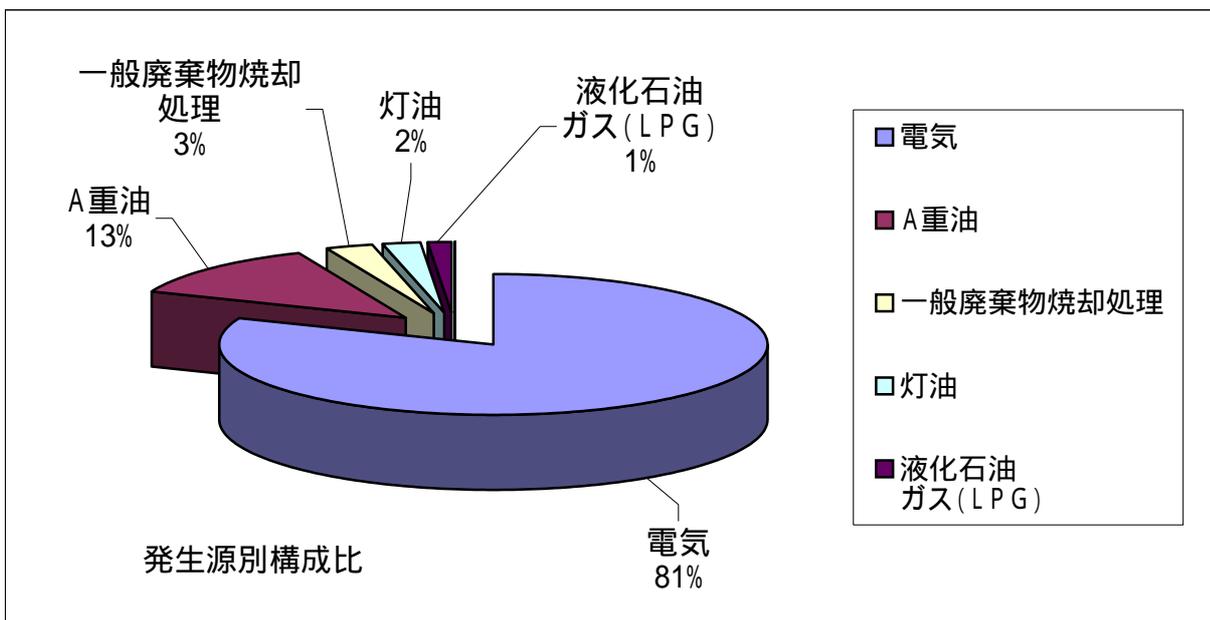
・これらの地球環境問題を視野に入れ、省エネルギーの推進や廃棄物の減量化・資源化などの地球温暖化防止につながる対策を市民一人ひとりが進めていく意識改革が必要です。

そして、身近に出来るリサイクル活動などの小さな事からでも実践に移していかなければなりません。

・本市では、地球温暖化対策実行計画を定め、関係各課等から選出された委員による定期的なエネルギー使用量調査等による温室効果ガスの排出量の把握や事務・事業での省エネルギー対策などを実践し、各施設からの温室効果ガスの毎年1%の削減を目標とした取り組みを行っています。

・本市で行った平成19年度の調査では、公共施設から排出された温室効果ガス発生源は大部分が電気エネルギーの使用が要因となっているため、関係各課等で使用する電気量の削減は重要な課題となっています。

(大月市の公共施設から排出される温室効果ガス発生源別の構成比)



出典)大月市地球温暖化対策実行計画

[5] 環境保全に関する行動

現況

・市では、環境保全に向けたアイドリング・ストップ運動や地球温暖化の防止・ごみの減量化・リサイクルなどに関する啓発活動を推進しています。

また、環境保全に関する市民活動としては、市民・事業者・市で構成される民間団体「桂川・相模川流域協議会」及びその地域部会にあたる「桂川東部地域協議会」が設立され、様々な環境保全活動や環境教育活動を展開しています。

課題

・環境問題は、複雑多様化しているため、市民一人ひとりが人と関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した生活・行動を実践するとともに、市民・市民団体・事業者・市等が一体となった取り組みや各主体が相互に支援する取り組みを進めていく必要があります。

第3章 望ましい環境像と基本目標

3 - 1 計画の基本理念と環境の将来像

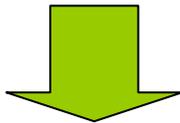
環境計画は、現在及び将来の世代が共に環境の恵みを享受できるよう、「循環・共生・参加・国際的取り組み」の長期的目標に沿って持続可能な社会を構築していくための戦略を示すものです。こうした環境基本計画の役割を踏まえ、今回の見直しでも同様の基本理念を掲げてその実現を目指します。

計画の基本理念

市民に豊かな恵みをもたらす環境を継承する。

環境に大きな負担を与えない循環型社会をつくる。

地球環境の保全や地域の環境保全活動に自主的に取り組む社会をつくる。



また、この基本理念に沿って実現を図る、大月市の環境の将来像を次のように設定します。

望ましい環境像

みんなでつくろう、住み続けたい緑と環境のまち

3 - 2 環境の基本目標

前項に示した基本理念や環境の将来像を踏まえて、本計画の柱となる環境の基本目標を次のように定めます。

山・川の豊かな自然や歴史文化資源を活かした、魅力あふれるまち

市域に広がる豊かな自然環境や数多くの歴史的遺産を、大月市民の共有の財産として次代に継承するとともに、これらの資源を有効に活用した魅力あふれるまちづくりを目指します。

健康で快適に安心して暮らせるまち

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの生活環境上の問題が発生しないようにし、生活の質や安全性の向上につながる施設及び環境を整え、大月市民が健康で快適に、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

省資源やりサイクルシステムを備えた、ごみのない清潔なまち

これまでの大量生産・大量廃棄の社会経済システムを見直し、資源を大切にした、環境への負荷の少ないまちづくりを目指します。

市民みんなで環境への取組みを実践するまち

環境保全に関わる諸課題に、市民・市民団体・事業者・市が協働して取り組んでいくことのできる仕組みを備えたまちづくりを目指します。

地球環境の保全に貢献するまち

市民や事業者が地球温暖化・オゾン層破壊などの地球環境問題の重要性を認識し、次世代に伝えていくとともに、環境目標の達成に向けた地道な活動が地球環境保全に貢献するという意識をもって、日常の生活や業務の中で課題の解決に取り組んでいくまちづくりを目指します。

第4章 基本的施策・個別施策と主体別環境配慮指針

4 - 1 基本目標に対する基本的施策及び個別施策

5つの基本目標を達成するため、16の基本的施策と43の個別施策は次のとおりとします。
 なお、今回の見直しでは基本方針及び個別施策の一部を変更しました。

基本目標	基本的施策	個別施策
(基本目標1) 山・川の豊かな自然や歴史文化資源を活かした、魅力あふれるまち	1.1自然環境の保全と適正管理	貴重な自然資源の保全 森林の保育と適正管理 生物多様性の保全 田園環境の保全
	1.2観光資源や自然とのふれあいの場の整備・充実	観光資源の充実 自然とのふれあいの場づくり 遊歩道網の整備と観光レクリエーション 施設・資源のネットワーク形成
	1.3歴史文化資源の保全と活用	ふるさと歴史の道の整備 宿場の街並み保全 文化財の保護
(基本目標2) 健康で快適に安心して暮らせるまち	2.1大気・水質・土壌等の環境改善	大気環境の改善 水環境の改善 土壌環境の改善 騒音・振動等の公害の改善
	2.2有害化学物質による環境リスクの低減	ダイオキシン類による環境汚染の防止 その他の化学物質による環境汚染の防止 既存公共建築物対策の推進
	2.3まちの魅力を高める緑の整備・創出	身近な憩いの場の充実 環境に配慮した開発の誘導 まちの魅力を高める緑の整備・創出
	2.4災害の防止	災害の防止 乱開発の防止 道路の安全性向上
(基本目標3) 省資源やりサイクルシステムを備えた、ごみのない清潔なまち	3.1ごみの減量化・資源化の推進	回収システムの充実と表彰 減量化の推進 資源化の推進
	3.2廃棄物の不法投棄禁止及び処理	不法投棄撲滅運動の推進 既存廃棄物の撤去
	3.3ごみゼロ運動の推進	啓発活動の推進 ごみゼロ運動の推進
	3.4自然エネルギー資源の有効活用	資源化の検討
(基本目標4) 市民みんなで環境への取り組みを実践するまち	4.1環境学習の推進	小中学校での環境教育の推進 市民に対する環境教育の推進 事業者に対する環境教育の推進
	4.2環境パートナーシップの構築	市民団体等の環境活動との協働 人材の育成 連携組織づくり
	4.3環境保全への普及啓発の推進	各種イベント等の開催 環境情報提供システムの構築
(基本目標5) 地球環境の保全に貢献するまち	5.1地球環境問題への意識の向上	地球環境問題に関する啓発活動の推進 地球環境問題に関する情報の提供 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく計画の策定
	5.2地球環境保全対策の推進	地球温暖化の防止 低炭素社会の実現に向けて

4 - 2 基本目標

基本目標1 山・川の豊かな自然や歴史文化資源を活かした、魅力あふれるまち

基本的施策 1.1 自然環境の保全と適正管理

【基本方針】

市域面積の約9割を占める森林・農地・河川等の自然的土地利用は、水源涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止などに重要な役割を果します。

近年は農林業就業者の高齢化や農林業の低迷などによる森林・農地の荒廃と自然環境の劣化が進んでいますが、環境保全の観点からこれらの自然資源の価値を見直し、農林業の振興にもつながる形で自然環境の保全と適正管理を推進し、その多面的機能の確保を目指します。

【施策目標】

自然環境保全地区等の指定面積

平成14年度現在 878.0ha(5地区) 平成19年度末 878.0ha(5地区) 現状維持

間伐・樹種転換面積(新指標)

平成14年度現在 未設定 平成19年度末 未設定 1600ha

【個別施策】

貴重な自然資源の保全

- ・市域に分布する自然林や貴重動植物種の生息生育地、優れた自然景勝地などを保全します。

森林の保育と適正管理

- ・松くい虫の防除対策(間伐・樹種転換)など、市域に広がる森林の保育と適正管理を図ります。
- ・民有林の荒廃地などに対する管理や植林などを働きかけます。
- ・森林組合など林業事業体の体質強化や経営の多角化などへの取り組みを支援します。
- ・林道・作業道の適正管理に努めます。

生物多様性の保全

- ・NPOなどと連携し、大月市の野生動物に関する情報の収集や監視に努めます。
- ・動物による農業への被害状況を把握し、対策を講じます。

田園環境の保全

- ・多様な生物が生息し、地域の自然生態系の一部をなしている田園環境の保全に努めます。

基本的施策 1.2 観光資源や自然とのふれあいの場の整備・充実

【基本方針】

市民が郷土の自然の豊かさを認識し、自然に恵まれた土地での生活を享受できる環境を整えます。
また、大月市の持つ豊かな自然資源を首都圏住民の観光レクリエーション活動に対する資源として活かし、観光の振興に役立てます。

【施策目標】

主要公園等整備面積

平成14年度現在 5.8ha(猿橋・岩殿山) 平成19年度末 44.69ha(3地区) 78.99ha

登山道整備延長距離

平成14年度現在 58km 平成19年度末 58km 現状維持

【個別施策】

観光資源の充実

- ・市の重要な観光資源である岩殿山や名勝猿橋一帯の環境整備を推進します。
- ・葛野川ダムから深城ダム(シオジの森ふかし湖周辺)にかけての一带を、新たな観光レクリエーション拠点として整備を検討します。
- ・秀麗富嶽十二景を構成する山々の山頂一体を、市の「(仮称)自然景勝地」として位置づけ、植生の再生などの環境整備に努めます。

自然とのふれあいの場づくり

- ・森林文化の森など、郷土の自然資源を活かした自然体験・自然観察の場の設置に努めます。
- ・キャンプ場、親水公園、釣り場などの水辺とのふれあいの場の設置に努めます。
- ・遊休農地の一部を観光(ふれあい)農園や滞在型農園などへの活用に努めます。

遊歩道網の整備と観光レクリエーション施設・資源のネットワーク形成

- ・上記の観光レクリエーション資源や富嶽十二景、自然ふれあい施設などをつなぐ遊歩道(既設林道等を含む)を整備し、全市的な観光レクリエーション施設・資源のネットワーク形成を図ります。

基本的施策 1.3 歴史文化資源の保全と活用

【基本方針】

大月市は、甲州街道の宿場町・絹織物の産地としての歴史文化を有しており、今なお、市域のあちこちに歴史の香りが感じられます。

こうした郷土の歴史文化を支えている資源を再評価し、歴史とふれあえる環境のまちづくりに適切に活かしていきます。

【施策目標】

歴史景観保全地区

平成14年度現在 1地区(岩殿城跡)県の指定 平成19年度末 1地区(岩殿城跡)県の指定

1地区(岩殿城跡)国の指定

【個別施策】

《名勝 猿橋 時期:夏》

ふるさと歴史の道の整備

- ・市内旧甲州街道の保全を検討します。

宿場の街並み保全

・宿場の面影を残す鳥沢宿や初狩宿の家並み保全をはじめとする、歴史的な街並み景観づくりを検討します。

・NPOなどとの協働により郷土の歴史文化資源調査をし、資源の再評価を行い資源マップやデータベースを作成します。

・郷土の歴史文化資源に対し、わかりやすく統一性のある案内板・指導標などのサイン類の整備を進めます。

文化財の保護

- ・指定文化財の継続的な保護や点検・補修を行います。



基本目標2 健康で快適に安心して暮らせるまち

基本的施策 2.1 大気・水・土壌等の環境改善

【基本方針】

私たちの生活や産業活動は大量の資源・エネルギー消費で支えられていますが、同時に、これらの資源が環境汚染物質として排出され、健康被害をもたらし、生活環境を悪化させています。

また、生活スタイルの変化の中で、騒音・振動も大きな問題となっています。

こうした人々の健康や生活の快適性・安全性につながる環境問題の改善を図り、澄みきった大気と清らかな水、静けさの確保された心地よい生活環境の実現を目指します。

【施策目標】

大気汚染に係る環境基準

平成14年度現在	環境基準を超えた日数・ 時間数が光化学スモッグ以外は0	平成19年度末	環境基準を超えた日数・ 時間数が光化学スモッグ以外は0	環境基準全てが基準値内
----------	--------------------------------	---------	--------------------------------	-------------

河川の水質に係る環境基準(水素イオン濃度・生物化学的酸素供給量・浮遊物質量・溶存酸素量・大腸菌数)	平成14年度現在	大腸菌数以外は基準値内	平成19年度末	大腸菌数以外は基準値内	環境基準全てが基準値内
---	----------	-------------	---------	-------------	-------------

公共下水道接続率

平成14年度現在	未設定	平成19年度末	43.7%	供用可能家屋の100%
----------	-----	---------	-------	-------------

【個別施策】

大気環境の改善

- ・大気環境の保全のため、監視の継続・充実を図ります。
- ・工場・事業所における大気汚染物質排出の指導を県と連携して行います。
- ・県や関係機関と密接に連携し、光化学スモッグの発生や被害発生時の処置等に関する的確な情報提供を行います。
- ・低公害車の普及に努めます。
- ・低排出ガス車認定制度や自動車税のグリーン化(税制の優遇)などの周知に努めます。
- ・アイドリング・ストップ運動の周知・推進に努めます。

水質環境の改善

- ・公共下水道の整備を進めるとともに合併浄化槽の普及を促します。
- ・河川や地下水の水質検査を定期的に行います。
- ・工場排水、農業排水に対する調査・指導を充実させます。
また、家庭からの生活排水による河川への悪影響を減少するための対策に取り組みます。
- ・市内の児童生徒を対象に、河川の水質調査などを行い、現状把握と意識の高揚を図ります。

土壌環境の改善

- ・農業生産での農薬や化学肥料の減量化を図り、環境保全型農業への転換を図ります。
- ・県や関係機関と連携し、工場などに対し適切な指導を行います。

騒音・振動等の公害の改善

- ・大型車両の通行量の減少につながる、大月バイパスの整備促進を図ります。
- ・苦情処理対応の迅速化に努めます。
- ・工場・事業所などの騒音・振動に対する指導を充実します。

《 清流を守るつどい 2008 富浜町 桂川 鳥沢小学校6年生 》



この「清流を守るつどい」は、市内の小中学校の児童生徒を対象として、毎年、市内を流れる河川で実施しています。

児童生徒が、河川の清掃と河川の水質調査や水生生物調査を実施することにより、「**私たちの住む大月市の河川**」の環境状況を把握することにより、環境保全に対する意識の高揚を目的としています。

児童生徒が、河川で遊ぶことが少ないので自然とふれあう良い機会にもなっています。

【基本方針】

有害化学物質は長期的に体内に蓄積され、健康被害を発生させます。

特にダイオキシン類は、毒性が強く、排出量がごく微量であっても大きな影響が懸念されます。

こうした有害物質による市民の健康被害をなくすため、国・県と連携してその排出と使用を規制し、環境リスクの低減を図ります。

【施策目標】

ダイオキシン類の環境基準(大気・公共用水域・公共用水域底質・地下水・土壌)
平成14年度現在 全てが環境基準値内 平成19年度末 全てが環境基準値内 現状維持

有害化学物質の基準(ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン)
平成14年度現在 全てが環境基準値内 平成19年度末 全てが環境基準値内 現状維持

【個別施策】

ダイオキシン類による環境汚染の防止

- ・大気・公共用水域(水質・底質)、地下水及び土壌におけるダイオキシン類の情報提供を行います。

その他の化学物質による環境汚染の防止

- ・事業所が取り扱う化学物質について、県と連携して適正な管理を指導します。

既存公共建築物対策の推進

- ・建築物への化学物質の使用による健康被害などについての情報提供を行います。
- ・改正建築基準法の趣旨に沿って、市内の既存公共建築物についても必要に応じた対策を講じていきます。

基本的施策 2.3 まちの魅力を高める緑の整備・創出

【基本方針】

緑豊かな環境は、まちのイメージを高め、市民に安らぎを提供し、郷土を愛する心を育てます。

また、公園などでの遊びや活動は、青少年の健全な発育にも大きな影響を与えます。

こうした観点に立ち、特にまちの中心部や身近な生活空間における緑の充実を図り、快適で魅力ある市街地環境の形成を目指します。

【施策目標】

街区公園、ポケットパーク等の整備数

平成14年度現在 8箇所 平成19年度末 9箇所 現状維持

協定緑地等

平成14年度現在 未設定 平成19年度末 16.44ha 現状維持

【個別施策】

身近な憩いの場の充実

- ・地区住民との協働により、身近な憩いの場、児童の遊び場などの充実を図ります。
- ・学校校庭の有効利用の一環として、芝生地化や市民開放などを検討します。

環境に配慮した開発の誘導

- ・地区計画、建築協定、緑地協定などの制度を活用し、周囲の自然環境と調和する環境に配慮した開発を誘導します。

まちの魅力を高める緑の整備・創出

- ・魅力ある玄関口づくりに向け、大月駅周辺整備事業などにあわせた駅前広場の整備や環境緑化に取り組めます。

- ・統一的な街並みの緑化や案内板・標識などのサイン類の整備を推進します。

基本的施策 2.4 災害の防止

【基本方針】

起伏に富んだ地形を持つ本市は、市域の大部分が土砂災害の危険性を有する区域に含まれており、これまでも7～8年に1回の割合で風水害が発生しています。

また、狭隘な平地面に市街地や幹線交通機関が集積するという都市構造から、交通安全の確保が求められます。

こうした点を踏まえ、災害の予防につながる森林の適正管理や土地利用を図るとともに、交通安全につながる防災対策を講じていきます。

【施策目標】

急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険箇所の把握(新指標)
平成14年度現在 未設定 平成19年度末 未設定 100%

【個別施策】

災害の防止

・台風・豪雨・地震等による土砂災害や風水害を防止するため、民間林を含む森林の適正管理を推進・誘導します。

また、市民の生活・財産を守るため市道等の生活道路の安全管理を徹底し、災害防止に努めます。

乱開発の防止

・無秩序な土地利用転換などによる災害を防止するため、一定の規模以上の開発行為に対しては必要な指導を行います。

道路の安全性向上

・ユニバーサルデザインの考え方に基づく、安全性に配慮した歩道の整備を目指します。

・信号機、カーブミラー、標識、表示等を整備し、交通安全に努めます。

基本目標3 省資源やリサイクルシステムを備えた、ごみのない清潔なまち

基本的施策 3.1 ごみの減量化・資源化の推進

【基本方針】

大月市におけるごみの発生量は、年間 9,312 t(平成19年度「可燃・不燃・粗大」)となっています。これらのごみについて減量化に取り組むとともに、資源や製品として出来るだけ再生するとの基本的方針に沿って資源化対策を推進し、環境型の都市を目指します。

【施策目標】

資源化物の収集量

平成14年度現在 513t 平成19年度末 1,399t 1,700t

再資源化物収集費(新指標)

平成14年度現在 未設定 平成19年度末 22,828千円 現状維持

予想される10年後のごみ(可燃、不燃、粗大)処理量

平成14年度現在 12,500t 平成19年度末 9,312t 1,700t

ごみ処理費(新指標)

平成14年度現在 未設定 平成19年度末 218,699千円 現状維持

生ごみ収集処理量(新指標)

平成14年度現在 未設定 平成19年度末 未定 6%削減

【個別施策】

回収システムの充実

- ・資源化の分別回収方法(ステーション方式・分別品目)などの周知徹底を図ります。
- ・ごみの散乱等を防ぐため、ごみステーションの適正な管理の指導を行います。

減量化の推進

- ・生ごみのコンポスト化などに向け、生ごみ処理機や処理容器の購入費助成を行い、ごみの減量化に取り組めます。
- ・ごみの減量化に向けたキャンペーンなどを実施します。
- ・ノーレジ袋推進活動への参加を呼びかけます。
- ・分別・リサイクルの徹底を図るため、様々な啓発活動を行います。

資源化の推進

- ・回収可能なリサイクル対象品目の拡充を図ります。



基本的施策 3.2 廃棄物の不法投棄禁止及び処理

【基本方針】

廃棄物の不法投棄に対する厳重な監視をするとともに、既存の廃棄物については速やかな撤去に努めます。

【施策目標】

年間の不法投棄処理件数
平成14年度現在 203件 平成19年度末 511件 100件

【個別施策】

不法投棄撲滅運動の推進

- ・市民・事業者・行政が連携し、廃棄物の不法投棄をなくす運動を展開します。
- ・市単独事業で不法投棄監視パトロールを行います。
- ・近隣市町村と連携し広域的な不法投棄の監視パトロールを強化します。
- ・警察などの関係機関と連携し、不法投棄の監視を強化します。
- ・不法投棄防止監視用カメラの台数を増やし不法投棄防止を図ります。
- ・事業者などを対象に、廃棄物処理に関する法律の周知を図ります。

既存廃棄物の撤去

・森林地域や河川沿いに放置されている廃棄物について、県や関係機関と連携し、早急な撤去に努めます。

《 不法投棄監視パトロールの取り組み 》



基本的施策 3.3 ごみゼロ運動の推進

【基本方針】

ごみのポイ捨てなどによる環境の悪化を防ぐため、幅広い市民運動を展開し、ごみのない清潔なまちの実現を目指します。

【施策目標】

市民参加によるごみの市内一斉清掃の実施回数
平成14年度現在 0回/年 平成19年度末 1回/年 2回/年

【個別施策】

《街頭啓発 大月駅》

啓発活動の推進

- ・市民・事業者・ドライバーなどに対するポイ捨て禁止の啓発を行います。
- ・空き缶等の散乱防止に向けたポスターの展示などを行います。



ごみゼロ運動の推進

- ・市民参加による地区単位などでのごみの一斉清掃などの環境整備活動を行います。

基本的施策 3.4 自然エネルギー資源の有効活用

【基本方針】

市域に広がる広大な森林や太陽・水・風などの自然エネルギー資源を有効に活用し、環境負荷の軽減の取り組みの検討を進めます。

【個別施策】

資源化の検討

- ・太陽光発電の普及や風水力発電の活用について検討します。
- ・木質系バイオマスエネルギー資源の有効利用に関し、森林組合などと連携し検討を行います。

基本目標4 市民みんなで環境への取り組みを实践するまち

基本的施策 4.1 環境学習の推進

【基本方針】

環境先進都市大月を幅広い市民の手によって実現するため、市民や事業者だけでなく、次代を担う児童も含めた環境教育を実施し、環境保全に対する意識の向上を図ります。

【施策目標】

環境教育用の学校林・学校農園の設置数			
平成14年度現在	16箇所	平成19年度末	18箇所 現状維持
市民や事業所向けの環境教育講習会の開催回数			
平成14年度現在	0回/年	平成19年度末	1回/年 3回/年

【個別施策】

小中学校での環境教育の推進

- ・小中学校の行う環境教育を支援します。
- ・森林や農地(遊休農地)の一部を環境教育用の学校林や学校農園として活用します。

市民に対する環境教育の推進

- ・市民団体やNPOなどと連携し、市民や事業者向けの環境に関する学習機会を講座開設など様々な形で提供します。
- ・市民の要望に応じ、市職員や環境アドバイザーによる出張(出前)講座など行います。

事業者に対する環境教育の推進

- ・法律に基づく各種環境基準や事業所の責務などに関する講習会等を開催します。

基本的施策 4.2 環境パートナーシップの構築

【基本方針】

環境先進都市の実現には、市民・市民団体・事業者・専門家・行政等の多様な主体の参加と連携が不可欠です。

また、周辺都市の活動団体や行政との連携も必要となります。

こうした点から、環境問題に取り組むリーダーの育成の体制づくりなどに取り組みます。

【施策目標】

環境アドバイザーの登録人数

平成14年度現在 1人 平成19年度末 2人 3人

環境推進のための連携組織数(全市及び各地区単位)

平成14年度現在 0組織 平成19年度末 16組織 現状維持

【個別施策】

市民団体等の環境活動との協働

- ・市民・環境NPO・事業所などとの協働による環境活動を推進します。
- ・環境活動を目的とする市民団体やNPOの設立をお手伝いします。

人材の養成

- ・地区や職場での環境活動を推進する環境リーダーを育成します。

連携組織づくり

・環境施策推進の中核となる市民・市民団体・専門家・行政などで構成する環境活動の連携組織であるごみ減量化推進協議会との連携の強化を図ります。

また、各種団体と連携し、自然保護や廃棄物の不法投棄の監視などを含む総合的な環境パトロール体制の確立に努めます。

- ・市民参加による環境づくりを進めるための、アダプト・プログラムを推進します。



《アダプト・プログラムの取り組み》

基本的施策 4.3 環境保全への普及啓発の推進

【基本方針】

市民や事業所の環境に対する意識を高めるため、イベントの開催や多彩なメディアを利用した環境情報の提供を図ります。

【施策目標】

市及び地区単位での各種イベントの実施回数
平成14年度現在 1回/年 平成19年度末 2回/年 2回/年

【個別施策】

各種イベント等の開催

・環境関連組織などを中心に、環境問題の普及啓発に向けたシンポジウム、イベント、コンクールなどを開催し意識の向上を図ります。

環境情報供給システムの構築

・環境に関する各種情報を収集、整理し、市の広報やホームページなどを中心に提供するシステムを構築し、様々な媒体を通じて市民に提供します。

・環境保全施策の実施状況や達成率等を市民にお知らせする報告書を作成します。

《 おおつき市民エコフェスタ 2008 》



基本目標5 地球環境の保全に貢献するまち

基本的施策 5.1 地球環境問題への意識の向上

【基本方針】

地球環境問題は我々の身近な生活に影響を及ぼすまでになっています。

大気や海洋の平均温度の上昇、生態系への影響、台風の大型化、ゲリラ豪雨の多発など自然要因だけでは説明ができない状況までになっています。

地球環境問題は地球規模の問題ですが、市民一人ひとりが日常生活の中で出来る対策も数多くあります。

このことから、身近な対策の啓発を行い、知っているから意識を変えて実践することを推進していきます。

また、大月市の森林が二酸化炭素の吸収を通して地球温暖化の防止に寄与している実態などをわかりやすく紹介することで、正しい知識を持って行動できるよう市民意識の向上を図ります。

【施策目標】

啓発活動の実施回数

平成14年度現在 2回/年 平成19年度末 2回/年 4回/年

【個別施策】

地球環境問題に関する啓発活動の推進

- ・県や関係機関、市民団体などと連携し、地球環境問題に関する各種の啓発活動を推進します。
- ・市民に対して、身近な温暖化対策の実践について啓発活動を行います。
- ・ごみの減量化・リサイクル運動を推進し、温暖化対策の推進を図ります。

地球環境問題に関する情報の提供

- ・市民を対象とした研修会や講演会を開催し、地球温暖化対策に対する意識の向上を図ります。
- ・市のホームページや各種メディアを通じて、地球温暖化の影響や課題、取り組みなどを市民に分かりやすい形で提供します。
- ・国・県・関係団体と連携し、地球温暖化対策に対する研修会の開催を実施します。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく計画の策定

・現在、大月市では地球温暖化対策実行計画を策定していますが、今後、地球温暖化対策地域推進計画を策定し、市民・事業者など全市的な対策を進める検討を進めます。

基本的施策 5.2 地球環境保全対策の推進

【基本方針】

地球環境問題への意識の向上に加え、市民・事業者が自ら地球環境保全活動に参加するための対策に取り組みます。

【施策目標】

環境家計簿の普及部数

平成14年度現在 0部 平成19年度末 1部 500部

ISO14001認定事業所数

平成14年度現在 1件 平成19年度末 4件 5件

【個別施策】

地球温暖化の防止

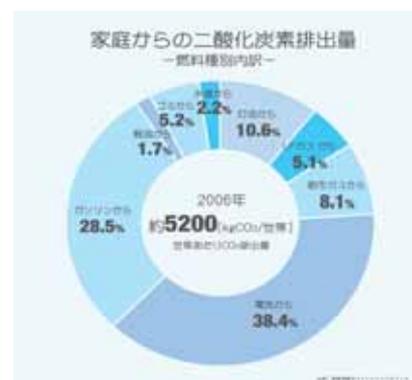
- ・アイドリング・ストップ運動を推進します。
- ・ノーレジ袋推進運動を推進します。
- ・省エネ・節電など化石燃料の使用削減に努めます。
- ・環境家計簿(エコライフ・ノート)の普及に努めます。
- ・地球温暖化対策地域推進計画を策定し、家庭・事業所と連携し温暖化対策を推進します。
- ・市内事業所のISO14001認定取得を促します。
- ・行政におけるグリーン購入を推進します。

低炭素社会の実現に向けて

- ・エネルギー消費の少ない日常生活の実践を推進します。
- ・自然エネルギーの活用について検討をします。
- ・省エネについて、研修会や啓発に努めます。



アイドリングストップ運動



4 - 3 各環境指標に対する目標値と達成スケジュール

印しのある数字の指標は、今回の見直しで変更がありました

環境目標	環境指標	基準値 (H14年度現在)	現状値 (H19年度末現在)	目標値 (H25年度現在)	主管課 (旧課名)
山・川の豊かな自然や 歴史文化資源を生かした、 魅力あふれるまち	1 自然環境保全地域等の指定面積	878.00 ha	878.00 ha	現状維持	県
	間伐・樹種転換事業実施面積	-	135 ha	1600 ha	産業観光課 (産業観光課)
	主要公園等整備面積	5.80 ha	44.69 ha	78.99 ha	県・地域整備課 (地域整備課)
	4 登山道整備延長距離	58.00 km	58.00 km	現状維持	産業観光課 (産業観光課)
	5 歴史景観保全地区	1地区(県指定)	1地区(県指定)	1地区(国指定)	県・社会教育課 (教育学習課)
健康で快適に安心して暮らせるまち	6 大気汚染に係る環境基準 二酸化硫黄、浮遊粒子物質、 光化学オキシダント、二酸化 窒素	環境基準を超えた日数、時間数 が光化学スモック以外は0件	環境基準を超えた日数、時間数 が光化学スモック以外は0件	環境基準全てが 基準値内	生活環境課 (まちづくり推進課)
	7 河川の水質環境基準 水素イオン濃度、生物化学的 酸素供給量、浮遊物質量、溶 存酸素量、大腸菌群数	大腸菌数以外は 基準値内	大腸菌数以外は 基準値内	環境基準全てが 基準値内	生活環境課 (まちづくり推進課)
	公共下水道水洗化率	32%	43.7%	供用可能家屋の 100%	生活環境課 (まちづくり推進課)
	9 ダイオキシン類の環境基準	全てが基準値内	全てが基準値内	現状維持	生活環境課 (まちづくり推進課)
	10 有害化学物質の環境基準	全てが基準値内	全てが基準値内	現状維持	生活環境課 (まちづくり推進課)
	街区公園等の整備数(ポケット パーク)	8箇所	9箇所	現状維持	地域整備課 (地域整備課)
	協定緑地等	16.44 ha	16.44 ha	現状維持	地域整備課 (地域整備課)
	急傾斜地崩壊危険箇所及び 土石流危険箇所の把握	-	-	100%	建設課 (地域整備課)
省資源やりサイクルシ ステムを備えた、ごみ のない清潔なまち	14 資源化物の収集量	513 t	1,399 t	1,700 t	生活環境課 (まちづくり推進課)
	資源化物収集費	23,548千円	22,828千円	現状維持	生活環境課 (まちづくり推進課)
	16 予想される10年後のごみ処 理量	12,500 t	9,312 t	11,769 t	生活環境課 (まちづくり推進課)
	ごみ処理費	229,753千円	218,699千円	現状維持	生活環境課 (まちづくり推進課)
	生ごみ収集処理量	-	-	6%削減	生活環境課 (まちづくり推進課)
	19 年間の不法投棄処理件数	203件	511件	100件	生活環境課 (まちづくり推進課)
	20 市民参加によるゴミの一斉清 掃の実施回数	0回/年	1回/年	2回/年	生活環境課 (まちづくり推進課)
市民みんなで環境への 取組みを实践するまち	21 環境教育用の学校林・学校農 園の設置数	12箇所	18箇所	現状維持	学校教育課 (教育学習課)
	22 市民や事業者向けの環境教 育講習会の開催回数	0回/年	1回/年	3回/年	生活環境課 (まちづくり推進課)
	23 環境アドバイザーの登録人数	1人	2人	3人	生活環境課 (まちづくり推進課)
	②④ 環境推進のための連携組織 数	0組織	16組織	現状維持	生活環境課 (まちづくり推進課)
	25 市及び地区単位での各種イ ベントの実施回数	1回/年	2回/年	2回/年	生活環境課 (まちづくり推進課)
地域環境保全に貢献 するまち	26 啓発活動の実施回数	2回/年	2回/年	4回/年	生活環境課 (まちづくり推進課)
	②⑦ 環境家計簿の普及部数	0部	1部	500部	生活環境課 (まちづくり推進課)
	28 ISO14001認定事業所数	1件	4件	5件	生活環境課 (まちづくり推進課)

主幹課名は、平成21年4月1日の機構改革による新課名とし、()書きに現課名を表示している。

第5章 地区別環境配慮指針

今回の見直しでは、地区別の環境配慮指針の見直しは行わないため、平成16年度策定の地区別環境配慮指針を継承する。

第6章 重点施策

6 - 1 重点施策項目の設定

本市の環境課題において、特に緊急性、重要性等の観点から、特に3つの課題を抽出しました。これらの課題を早急かつ確実に解消すべく、それぞれの課題に対して重点施策を設定し、市民・事業者・市が連携して取り組むこととします。

重点施策 1

課題 自然資源の有効活用と観光拠点の整備



「深城ダム」・「シオジの森ふかし湖」を中心とした観光レクリエーションの拠点整備の推進

重点施策 2

課題 河川水質の保全と改善(特に大腸菌群数)



水質を中心とした河川環境の保全と改善の促進

重点施策 3

課題 資源・エネルギーの有効活用



地球環境の保全対策としての、省エネルギー対策・ごみの減量化・再資源化の推進

6 - 2 重点施策の内容

重点施策 1

「深城ダム」・「シオジの森ふかし湖」を中心とした観光レクリエーションの拠点整備の推進

大月市の持つ豊かな自然資源を首都圏住民の観光レクリエーション活動に対応する資源として活かし、観光の振興に役立てることが重要です。

そこで、「シオジの森ふかし湖」周辺を自然環境を活用した観光拠点として整備し、歴史文化の観光拠点である猿橋周辺等他の観光拠点との交通網の整備を検討することで、全市的な観光レクリエーション施設・資源のネットワーク形成を図ります。

施策の展開

具体的な施策		施策内容
施策	自然環境を活用した観光拠点の整備	深城ダム・シオジの森ふかし湖周辺において、自然環境との調和に配慮した整備を実施します。
施策	観光施設・資源のネットワーク形成の検討	交通網の整備等、効果的な観光拠点の活用方法を検討します。
施策	自然資源の環境教育への活用の推進	郷土の自然資源を活かした自然体験・自然観察の場を設置します。

重点施策 2

水質を中心とした河川環境の保全と改善の促進

市域を流れる大小さまざまな河川は、水辺の生物や市民、観光客をはじめとして、多くの生物・人々に多大な恩恵をもたらし続けています。

大月市が毎年実施している桂川の水質調査の結果を見ると、水素イオン濃度、生物化学的酸素供給量、浮遊物質量、溶存酸素量の環境基準は達成しているものの、生活排水や農業排水の流入などにより、大腸菌群数が環境基準を達成できていません。

また、県の行った「水生生物による水質判定(平成19年度)」では、笹子川、真木川、浅利川、葛野川の水質はいずれも「きれいな水である水質段階」に分類され、良好な水質となっています。

このため、重点施策としては、大腸菌群数の改善と清流の保全を目的とした施策を中心に取り組んでいきます。

施策の展開

具体的な施策		施策内容
施策	下水道整備の推進	下水道計画区域の見直し等を積極的に行い、下水道の普及を促進します。
施策	合併浄化槽設置事業の推進	合併浄化槽の設置を推進するとともに、適正な管理の啓発に努めます。
施策	生活排水による水質汚濁を防止するための意識改革	台所からの排水による水質への影響やそれを抑制するための方法を広報し、水質保全の啓発に努めます。
施策	河岸美化の推進	河岸の清掃活動等の活性化を促します。
施策	環境にやさしい河川工事の促進	自然環境にやさしく、親水性にも配慮した河川工作物の計画・施行を促します。

重点施策 3

地球環境の保全対策としての、省エネルギー対策・ごみの減量化・再資源化の推進

地球環境問題は、世界的な問題であり、温室効果ガスの削減は、世界的な共通認識となっています。

しかし、私たちに一人ひとりが解決するには大きな問題すぎると考えられますが、省エネ対策、リサイクルの推進、ごみの減量化など、身近な対策を実践する意識の改革が重要です。

平成20年6月から、大月市を含めた山梨県内の主要スーパーなどのレジでは、レジ袋削減のため有料配布や無料配付の中止を始めています。

私たち一人ひとりが、何らかの対策をしなければ、この問題は解決しません。

施策の展開

具体的な施策		施策内容
施策	一般廃棄物処理基本計画の策定	廃棄物の現状を的確に把握し、適正な廃棄物の処理を実施します。
施策	生ごみの資源化の推進	生ごみ処理機、生ごみ処理容器の設置補助を継続し、資源化の推進に努めます。
施策	ごみ減量化の推進	研修会の開催や広報活動の充実を図り、3R運動(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、ごみの減量化を推進します。
施策	不法投棄防止の推進	パトロールの強化や監視体制の整備を推進します。
施策	環境にやさしい省エネルギー対策の促進	研修会の開催や広報活動の充実を図り、身近に出来る温室効果ガスの削減を推進します。

第7章 計画の推進方策

7 - 1 計画の推進及び進行管理の基本的な考え方

環境基本計画に掲げる目標の実現に向けて関連する施策を計画的・総合的に推進していくため、次のような計画の推進体制や仕組みを整えます。

(1) 計画推進の体制づくり

市役所内に関係課の代表などで構成する全庁的な組織を置き、環境関連施策の総合調整と計画全体の進行管理を行うこととします。

また、市民や事業者が主体となって行う活動の取組み内容やその支援方策、市と連携して取り組むイベントの内容などについても検討、提言などを行います。

(2) 計画推進の進行管理の仕組みづくり

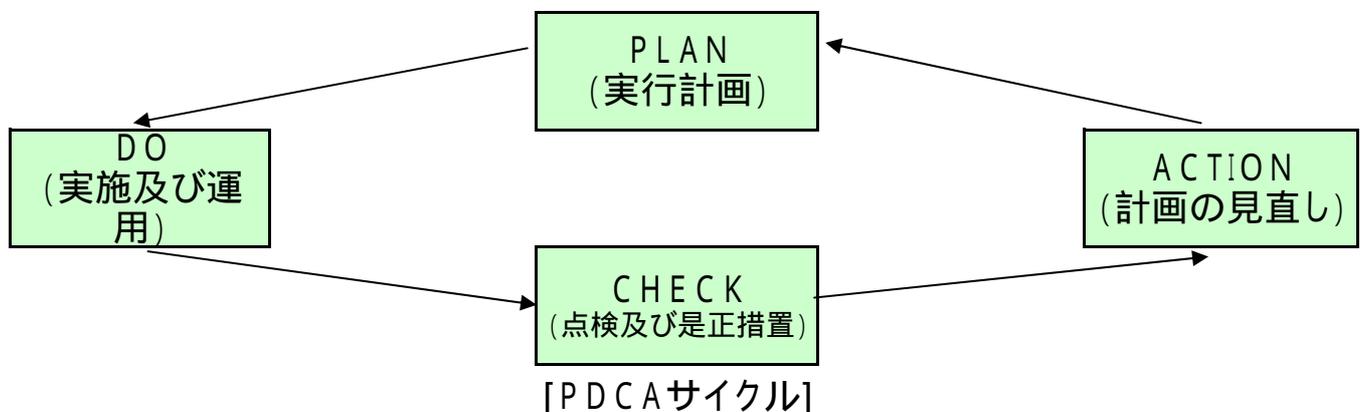
市役所内の関係課の代表の組織は、環境目標の実現に向けた施策や実践活動などの取組みを推進しますが、毎年その成果や進捗状況を把握・評価し、これに基づいて環境目標の達成状況を分析し、今後の取組み内容を点検・再検討します。

計画の策定・見直しに関する組織として「庁内策定委員会」「策定市民会議」をその都度、設置して作業にあたることとします。

この計画推進・点検には、PDCAサイクルを基本とした「計画(P.L.A.N.)」「実行(D.O.)」「点検(C.H.E.C.K.)」「計画の見直し(A.C.T.I.O.N.)」の流れを繰り返しながら、改善を図っていきます。

また、計画全体の進捗状況や環境目標の達成状況などの環境に関する全般をとりまとめ、公表し市民や事業者などから意見を求めます。

これらの進捗状況や達成状況、市民や事業者や庁内の意見は、関係行政機関・関係団体・学識経験者などで構成する「大月市環境審議会」に報告して意見を求め、次期計画の取組みに反映させることとします。



(3) 進行管理における環境指標

計画の実現に向けた取組みを推進するためには、環境がいつまでにどのような状態になるのかを知ることが必要です。

このため、本計画では環境の状態を測る物差しとなる環境指標(目標値)を設定し、定期的にその達成状況を把握することによって計画を効果的に進めます。

この計画指標については、計画の推進段階において必要に応じ見直しや追加を行います。

(4) 計画の見直し

速やかな対応が必要な課題の発生や技術革新などに伴う施策の転換などに柔軟に対応していくため、計画は中間年度を目途に見直しをすることを基本とします。

しかし、急激な社会情勢の変化や抜本的な法体系の改正などによる場合は、その都度、見直しを行うこととします。

7 - 2 計画の周知

環境基本計画に基づく市民や事業者の自主的な環境保全活動が継続的に実践されるよう、次のような行動を行い計画の周知を図ります。

市の広報やホームページへの掲載

- ・市の広報誌に環境基本計画の概要を掲載します。
- ・市のホームページを活用し、環境基本計画に関する情報を提供します。

各種イベントの開催

- ・市民や事業者を対象とした環境フォーラムなどのイベントを開催し、計画の周知や推進のための啓発を行います。

7 - 3 財源の確保

市は、環境基本計画に掲げる環境施策や関係事業の実施に向け、適切な予算の確保に努めます。

また、環境保全・環境創造の取り組みに対する経費や、地域の環境保全活動を支援するための「基金」の活用などを検討します。



〈大月市の木:八重桜〉